

光の八十八ヶ所めぐり 候補地 応募要領

1. 応募規定

(1) 募集内容

- 公共施設や民間施設（ビル、店舗等）に設置されたLEDを利用した、話題性のある常設の景観照明やモニュメント等

(2) 応募資格

- ① 徳島県内でLEDを効果的に利用した景観照明やモニュメント等を設置している場所（又は設置予定場所）の管理者
- ② 企業及び市町村，商工団体，NPO法人，学校教育機関等の団体

(3) 応募基準

次の基準を満たした場所であること。

- ① 常設（通年、週2日以上点灯）であること
- ② 地域住民とトラブルがない場所であること
- ③ 管理が適切に行われている場所であること
- ④ 観光客等が自由に訪れることができる場所であること

(4) 応募方法

応募者は、応募用紙に記入の上、応募場所の写真（カラープリント及びデジタルデータ）を添えて、次の応募先までお送りください。

なお、パンフレット、チラシ等の参考資料がございましたら併せてお送りください。

※下記ホームページから、応募用紙等がダウンロードできます。

LEDバレイ徳島ホームページ：<https://led-valley.jp/docs/2018111900018/>

(5) 応募先及び問合せ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 商工労働観光部 新未来産業課 LED・ロボット産業担当

電話 088-621-2121

E-mail led@mail.pref.tokushima.jp

(6) 募集締切

令和元年12月25日（水）

2. 認定場所のPRについて

県等が作成するチラシ、ポスター、冊子、HP、広報誌などにより全国に向けPRを行います。

3. 認定までの流れ

- ① 募集締切
- ② 事務局による候補地の現地調査，地域ブランド化部会に報告
- ③ 地域ブランド化部会による認定審査
(部会への出席及び応募内容についての説明を求めることがあります)
- ④ 認定審査終了後，文書にて結果通知

4. 審査基準

応募基準に加え，以下の観点から地域ブランド化部会が審査します。

- ① LEDを効果的に利用した場所であるか
- ② 地域振興につながる場所であるか
- ③ 光の名所と呼べる場所であるか
- ④ 話題性のある場所であるか

5. 認定の取消しについて

認定後，LEDの撤去，管理の不備等により，光の八十八ヶ所にふさわしくないと地域ブランド化部会が判断した場合は，認定を取り消します。

6. 経費負担

「光の八十八ヶ所めぐり」の認定により，管理費等について県が負担するものではありません。